

○財務省告示第五号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十一年十二月十五日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十二年一月十二日

財務大臣 菅 直人

- 一 名称及び記号 利付国庫債券（二年）（第二百八十七回）
- 二 発行の根拠 財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律（平成二十一年法律第十七号）第二条第一項
- 三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に発行される入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額に より加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同
- 四 発行方法

五

方募

入 決 定 の
札 格 競 争
入 札 行 争

時に行われる入札であつて、財務大臣が各債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第 I 非価格競争入札発行」という。）

ハ

各申込みのうち応募額の低い各申込みの応募額を順次割り当てて、応募額を案分により各債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六

イ

入 札 行 争
札 格 競 争
入 札 行 争

財政運営に必要なる財源の確保を図るため、特別会計から繰入れの特別規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で二兆四千

ロ

札 非 競 争
札 非 競 争
入 札 行 争

財政運営に必要なる財源の確保を図るため、特別会計から繰入れの特別規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で二兆四千

十 十				九 八		七				ハ												
イ 一 発				振 額 最		払 込 金 額				行 争 非 者 特 国 債 市 場												
札 非 入 価 発	競 札 格 行	争 発 行	入 札 競 価	行 争 入 札 競 価	行 争 入 札 競 価	行 争 入 札 競 価	行 争 入 札 競 価	行 争 入 札 競 価	行 争 入 札 競 価	行 争 入 札 競 価	行 争 入 札 競 価	行 争 入 札 競 価	行 争 入 札 競 価									
及 入 行 争 格 日	及 入 行 争 格 日	及 入 行 争 格 日	及 入 行 争 格 日	及 入 行 争 格 日	及 入 行 争 格 日	及 入 行 争 格 日	及 入 行 争 格 日	及 入 行 争 格 日	及 入 行 争 格 日	及 入 行 争 格 日	及 入 行 争 格 日	及 入 行 争 格 日	及 入 行 争 格 日									
四 厘	額 面 金 額 百 円 につき 百 円 十 二 銭	以 上 の 所 得 額 百 円 につき 百 円 十 二 銭	額 面 金 額 百 円 につき 百 円 十 二 銭	平 成 二 十 一 年 十 二 月 十 五 日	の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と す	の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 面 金 額	振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	五 万 円	千 円	千 九 百 五 十 四 億 四 千 二 百 四 万 八	百 二 十 七 億 三 千 百 三 十 八 万 二 千 七	二 万 五 千 円	二 兆 四 千 四 十 五 億 七 千 百 八 十 七	十 二 億 円	債 権 金 額 十 二 億 円	の 規 定 に 基 づ き 発 行 し た 利 付 国	特 例 に 関 す る 法 律 第 二 条 第 一 項	投 融 資 特 別 会 計 か ら の 繰 入 れ の	凶 害 防 止 公 債 の 発 行 及 び 財 政	財 政 運 営 に 必 要 な 財 源 の 確 保 を	二 千 八 百 万 円	債 権 金 額 十 二 億 円

十三二

初利発競 I 加場び
期行争非者特国
利入価・別債
子率札格第参市

年〇・三パーセント
平成二十二年六月十五日を支払
期とし、次の算式により算出した
金額を支払う。ただし、支払期が
銀行休業日に当たるときは、その
翌営業日に支払う（以下、次号及
び第十五号において規定する期
日について同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四

後第
の二期
利子以

毎年六月十五日及び十二月十五
日を支払期とし、各支払期におい
て、その日以前六月間に属する利
子を支払う。

十五

償還
金額限

平成二十三年十二月十五日

十六

元利
金額支

日本銀行

十八

入札
参加

財務大臣から通知を受けた者

十九

払込
期日

平成二十一年十二月十五日